

職員慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という）の職員に対し支給する慶弔見舞金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(祝金)

第2条 勤続1年以上の職員が結婚するときは、結婚祝金として20,000円を支給する。但し、支給は1回限りとする。

第3条 職員又はその配偶者が子女を出産したときは、次の出産祝い金を支給する。但し、生後1週間以内に死亡したときは、この条によらず第7条を適用する。

第1子	10,000円
第2子以下	5,000円

(見舞金)

第4条 職員が傷病にかかったときには、医師の診断書に基づき、次の見舞金を支給する。

業務上の傷病で休業満2週間以上におよんだとき	10,000円
業務外の傷病で休業満2週間以上におよんだとき	5,000円

第5条 職員が災害、風水害、その他不測な災害を被り損害を受けたときは、次の区分により見舞金を支給する。

区 分	扶養家族を有する者	扶養家族のない者
全壊全焼又はこれと同等のもの	50,000円	50,000円
半壊半焼又はこれと同等のもの	30,000円	20,000円
床上浸水又はこれと同等のもの	20,000円	10,000円
前項におよばない程度の被害の場合	程度に応じてその都度、査定の上、金額を決定する	

(弔慰金)

第6条 職員が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

勤続1年未満の者	20,000円
勤続1年以上の者	30,000円

第7条 職員の配偶者、子及び父母が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

配偶者	20,000円
子及び父母	10,000円

第8条 この規程に定める弔慰金を受ける事態が発生した場合は、その事実を証明するに足る書類を添え、会長に届けるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、平成25年11月20日の理事会で第1条及び第8条の変更及び第9条の追加を決議し、平成25年11月20日より施行する。